災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年10月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第41号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則 災害救助法施行細則(平成3年佐賀県規則第36号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

が少なに拘りる別定の以	止部分は、下豚の部分である。				
	改正前				改正後
別表第1 (第5条関係)		別	表第1 (第5	5条関係)	
救助の種類	救助の程度、方法及び期間		救助	の種類	救助の程度、方法及び期間
1 収容 (1) 避難	ア 略		1 収容	(1) 避難	ア略
施設の 所	イ 避難所は、学校、公民館等既存建		施設の	所	イ 避難所は、学校、公民館等既存建
供与	物の利用を原則とするが、これらの		供与		物の利用を原則とするが、これらの
	適当な建物を利用することができ				適当な建物を利用することができ
	ないときは、野外に <u>仮小屋を設置</u>				ないときは、野外に <u>移動可能な施</u>
	<u>し、天幕を設営し</u> 、又はその他の適				<u>設、車両等を設置し</u> 、又はその他の
	切な方法により実施するものとす				適切な方法により実施するものと
	る。				する。
	ウ 避難所の設置のため支出するこ				ウ 避難所の設置のため支出するこ
	とができる費用は、避難所の設置、				とができる費用は、避難所の設置、
	維持及び管理のための賃金職員等				維持及び管理のための賃金職員等
	雇上費、消耗器材費、建物の使用謝				雇上費、消耗器材費、建物の使用謝
	金、器物の使用謝金、借上費又は購				金、器物の使用謝金、借上費又は購
	入費、光熱水費並びに仮設便所等の				入費、光熱水費並びに仮設便所等の
	設置費(法第4条第2項の避難所に				設置費(法第4条第2項の避難所に
	ついては、災害が発生するおそれが				ついては、災害が発生するおそれが
	ある場合において必要となる建物				ある場合において必要となる建物
	の使用謝金、光熱水費等)とし、1				の使用謝金、光熱水費等)とし、1

	人1日当たり340円以内とする。			人1日当たり350円以内とする。
	エ〜カ 略			スエロヨたり <u>350円</u>
	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全		(2) 応急	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全
	焼し、又は流失したことにより、居住		仮設住	焼し、又は流失したことにより、居住
	する住家がない者で、自らの資力では		宅	する住家がない者で、自らの資力では
	住宅を得ることができないものに、建一			住宅を得ることができないものに、建
	設して供与するもの(以下「建設型応」			設して供与するもの(以下「建設型応
	急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借し			急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借
	り上げて供与するもの(以下「賃貸型」			り上げて供与するもの(以下「賃貸型」
	応急住宅」という。) 又はその他適切な			応急住宅」という。) 又はその他適切な
	方法により供与するものとする。			方法により供与するものとする。
	ア建設型応急住宅			ア建設型応急住宅
	(ア) 略			(ア) 略
	(イ) 建設型応急住宅の1戸当たり			(イ) 建設型応急住宅の1戸当たり
	の規模は、応急救助の趣旨を踏ま			の規模は、応急救助の趣旨を踏ま
	え、実施主体が地域の実情、世帯			え、実施主体が地域の実情、世帯
	構成等に応じて設定し、その設置			構成等に応じて設定し、その設置
	のために支出できる費用は、設置			のために支出できる費用は、設置
	に要する原材料費、労務費、付帯			に要する原材料費、労務費、付帯
	設備工事費、輸送費、建築事務費			設備工事費、輸送費、建築事務費
	等の一切の経費として、 <u>6,775,000</u>			等の一切の経費として、 <u>6,883,000</u>
	<u>円</u> 以内とする。			<u>円</u> 以内とする。
	(ウ)~(キ) 略			(ウ)~(キ) 略
	イ 略			イ略
2 炊き (1) 炊き	ア・イ 略	2 炊き	(1) 炊き	ア・イ 略
	ウ 炊き出しその他による食品の給	出しそ	出しそ	ウ 炊き出しその他による食品の給
	与を実施するため支出することが	の他に	*	
	できる費用は、主食、副食及び燃料	よる食		できる費用は、主食、副食及び燃料
品の給品の給	等の経費とし、1人1日当たり	品の給	品の給	等の経費とし、1人1日当たり

飲料水	工 略		飲料水		工略		
の供給 (2) 略			の供給	(2) 略			
の供給 (2) 略 3 被服、寝具その他 生活必需品の給与 又は貸与	• •	ナることが 世帯区領以 いて、 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 、 大 大 、 大 り ス り り り り り り り り り り り り り り り り り	3 被服、	寝具その他	ウ 被服、寝具・	ため支出す 、季別及び 当たり次に対 の場合にもっ を壊、全焼き 夏けた世帯 夏かで。同 じ。) 19,800円 25,400円 37,700円 45,000円 57,000円	世帯で は 本 本 を が に を が に を が に 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 に 。) 。 。) 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
	の世帯 に5人を 超える1	超える1			の世帯	に 5 人を 超える 1	超える1
	人につき <u>8,000円</u>					人につき <u>8,300円</u>	

		を加算し た額	を加算し た額					を加算し た額	を加算した額
	(イ) 住家の	半壊、半焼	又は床上浸			(1) 住家の当	ド壊、半焼り	- 又は床上浸
	水により被	害を受けた	世帯				水により被	害を受けた	世帯
	季別世帯区分	夏季	冬季				季別世帯区分	夏季	冬季
	1人世帯	6,300円	10,100円				1人世帯	6,500円	10,400円
	2人世帯	8,400円	13,200円				2人世帯	8,700円	13,600円
	3人世帯	12,600円	18,800円				3人世帯	13,000円	19,400円
	4人世帯	15,400円	22,300円				4人世帯	15,900円	23,000円
	5人世帯	19,400円	28, 100円				5人世帯	20,000円	29,000円
	6人以上	19,400円	28,100円				6人以上	20,000円	29,000円
	の世帯	に 5 人を	に5人を				の世帯	に5人を	に5人を
		超える 1	超える1					超える1	超える1
		人につき	人につき					人につき	人につき
		2,700円	3,700円					2,800円	
		を加算し	を加算し					を加算し	を加算し
		た額	た額					た額	た額
	工略					エ	略		
4 · 5 略				4・5 略	<u> </u>				
6 被災 (1) 住家	ア略			6 被災	(1) 住家	ア	略		
した住の被害	イ 住家の被害	膏の拡大を№	方止するた	した住	の被害	イ	住家の被害	『の拡大を『	方止するた
宅の応 の拡大	めの緊急の修	理は、住家の	の被害の拡	宅の応	の拡大	め	の緊急の修	理は、住家の	の被害の拡
急修理 を防止	大を防止する	らための緊急	急の修理が	急修理	を防止	大	を防止する	ための緊急	息の修理が

			_				
	するた めの緊					するた めの緊	
	急の修					急の修	
	理	きる費用は、1世帯当たり <u>50,000円</u>				理	きる費用は、1世帯当たり <u>51,500円</u>
		以内とする。					以内とする。
		ウ略					ウ 略
	(2) 日常	ア・イ 略				(2) 日常	ア・イ 略
	生活に	ウ 日常生活に必要な最小限度の部				生活に	ウ 日常生活に必要な最小限度の部
	必要な	分の修理のため支出することがで				必要な	分の修理のため支出することがで
	最 小 限	きる費用は、1世帯当たり次に掲げ				最 小 限	きる費用は、1世帯当たり次に掲げ
	度の部	る額以内とする。				度の部	る額以内とする。
	分の修	(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯				分の修	(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯
	理	706, 000円				理	717,000円
		(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の					 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の
		損傷により被害を受けた世帯					損傷により被害を受けた世帯
		343,000円					348,000円
		工 略					工 略
	6の2 略			6の	2 略	·	
	7 学用品の給与	ア・イ略		7	学用品	の給与	ア・イ 略
		ウ 学用品の給与のため支出するこ					ウ 学用品の給与のため支出するこ
		とができる費用は、次のとおりとす					とができる費用は、次のとおりとす
		る。					る。
		(ア) 略					(ア) 略
		(イ) 文房具及び通学用品 次に掲					(イ) 文房具及び通学用品 次に掲
		げる額					げる額
		a 小学校児童 1人につき					a 小学校児童 1人につき
		4,800円以内					5,200円以内
		b 中学校生徒 1人につき					b 中学校生徒 1人につき
		5, 100円以内					5,500円以内
1			I	I			

0 ##	c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,600円</u> 以内 エ 略
8 埋葬	ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができ る費用は、1体につき大人 <u>219,100</u> 円以内、小人 <u>175,200円</u> 以内とする。 エ 略
9 略	
10 死体の処理	ア〜ウ 略 エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき3,500円以内 (イ) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる額 a 略 b 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,500円以内(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域におとができる。) (ウ) 略 オ 略
11 障害物の除去	ア略

	c 高等学校等生徒 1人につき <u>6,000円</u> 以内
	工略
8 埋葬	ア・イ 略ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。エ 略
O m4	— РГ
9 略	
10 死体の処理	ア〜ウ 略 エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき3,600円以内 (イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額 a 略 b 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,700円以内(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。) (ウ) 略 オ 略
11 障害物の除去	ア 略

	雇上費等とし、市町内	び賃金職員等雇上費等とし、市町 において障害物の除去を行った
び賃金職員等	又は購入費、輸送費及 雇上費等とし、市町内	具等の借上費又は購入費、輸送費 び賃金職員等雇上費等とし、市町 において障害物の除去を行った

附則

この規則は、公布の日から施行する。